

伯耆町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 町民と議会の関係（第4条）

第4章 町長と議会の関係（第5条－第8条）

第5章 自由討議の拡大（第9条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第10条－第13条）

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第14条・第15条）

第8章 最高規範性及び検証（第17条－第18条）

第9章 委任（第19条）

附則

町民から選ばれた議員により構成される議会は、町長とともに町民を代表する機関であり、町の最終的な政策の決定と行政を監視する重要な役割がある。

議員及び議会は、その役割と責任を果たすことによって、町民の意見を反映したよりよい町づくりにつなげることが求められている。

伯耆町議会は、町民の負託に応え、信頼される議会であり続けるために規範となるこの条例を制定し、不断の努力をする。

【解説】

地方分権の時代にあって、議会の果たすべき役割は、確実に増してきています。議会には、町の具体的施策を最終的に決定することと、町執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事務の実施が、すべて適法・適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視することの2つの使命があります。

この批判と監視は、非難でもなければ批評や論評でもなく、あくまでも町民全体の立場にたってなされるべきであり、そのためにこの条例を定め、努力することを述べています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の活性化と町民の意思を反映した町政を実現するために、議会と町民及び町執行機関との関係において、議会のあるべき姿と議会及び議員の基本事項を定めることを目的とする。

【解説】

条例は、議会の活性化と町民の意思を反映した町政を実現するため、町長と議会の二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を踏まえ、町民と議会の関係、町長等町執行機関と議会の関係、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本事項を定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重んじ、町民に開かれた議会を目指して活動する。

【解説】

選挙で選出された議員で構成される議会として、公平性、透明性、信頼性を重んじ、開かれた議会を目指して活動することを定めています。

第4条で本会議及び委員会を原則公開と定め、委員会、全員協議会も委員長又は議長の許可により傍聴を可能としています。

情報公開については詳しく第4条に記載しています。

(議員の活動原則)

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己研鑽^{けんさん}に努め、町民の負託に応える活動をするものとする。

3 議員は、町勢の発展と町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

【解説】

議会の活動原則を踏まえ、議会の構成員として議員に求められる基本姿勢（議員間の自由な討議、町民の意見の把握と自己研鑽^{けんさん}）を掲げ、町勢の発展及び町民全体の福祉の向上を目指して活動することを定めています。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか全ての会議を原則公開するとともに、常に町民の意見が反映されるような措置を講ずるものとする。

3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、議会の討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民等による政策提言と位置付けるとともに、その審査等においては、提出者の意見を聴くことができるものとする。

5 議会は、町民に対する議会報告及び意見交換の場を年1回以上設け、議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会運営に資するものとする。

【解説】

町民と議会の関係を定めています。

1. 議会の果たすべき事項として、活動の情報公開と説明責任を定めています。
2. 公表する内容は、伯耆町議会だより、ホームページ、防災無線、文字放送、有線放送番組など媒体の種類によって内容を精査して行います。
 - ・本会議の予定表、本会議に会議録及び提出資料、本会議の録画(有線テレビによる放映、一般質問のインターネットアップ)
 - ・委員会の開催日及び内容の概要
 - ・全員協議会の開催日及び内容の概要
 - ・議会報告及び意見交換会の記録及び資料
 - ・主な議案の議決結果及び賛否
3. 本会議、委員会を原則公開とし、町民の意見が反映されるように定めています。
4. 法律で定められた制度(参考人、公聴会)を活用して、専門的識見を議員の討議に反映させるように定めています。
5. 郵送、持参を問わず規定に沿って提出された請願・陳情は、政策提言として位置付けて審議を行い、必要に応じて提出者の意見を聴取する機会を設けることができるように定めています。

6. 議会と町民の意見交換又は議会報告の場を年 1 回以上開き、町民の意見を聴取するとともに議会運営に役立てるよう定めています。
また、10 以上で構成される団体や集落からの要請に応じて議会報告及び意見交換会を開催するようにしています。

第 4 章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

- 第 5 条 議会の一般質問における議員と町長又は執行機関の長若しくはそれらの関係職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- 2 議長から本会議及び常任委員会又は特別委員会への出席を要求された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
 - 3 議員は、町長等の設置する各種審議会等附属機関への法定外委員としての参加を控える。

【解説】

町長、教育長など執行機関と議会の関係を定めています。

一般質問は町長をはじめとする執行機関（ほかに教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び監査委員）の長に対してすることができます。

1. 本会議における一般質問は、論点や争点を明確にするため、一問一答方式で行うことを定めたものです。
2. 町長、執行機関の長（答弁の委任を受けた職員を含む）は、議員の質問等に対して論点や進行点の整理、考え方の確認、明らかな誤りの是正をするため、議長又は委員長の許可を得て、逆質問ができることを定めています。
3. 議員は、二元代表民主制の趣旨を理解して、各種の法律等で議員の職として就任することが定められている役職を除き、町長等が設置する各種審議会等の委員には基本的には就任しないことを定めたものです。ただし、区長協議会のように区長に就任したことによって委員になる場合は除かれます。

(町長等による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、町長等の進める重要な計画、政策、施策及び事業等（以下「政策等」という。）については、次に掲げる事項等の形成過程を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の発生した理由
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係する法令及び条例等
- (5) 政策等の実施に関わる財源措置
- (6) 将来にわたる政策等の経費及び効果

2 議会は、町長等から提供された情報を基に論点及び争点を明確にし、政策等の評価に役立つ審議に努める。

【解説】

町長等の議会への説明資料を定めています。

1. 町長及び執行機関が作成する重要な計画や政策、施策等を審議する場合は、慎重かつ政策水準を高める議論を行うため、6項の内容の情報提供を、議長又は委員長が必要に応じて、町長等に求めることができることを定めています。
2. 議会は、上記の基準で提出された資料の情報をもとに、政策形成過程からどのような成果や効果を期待できるかを含めて論点や争点を審議するよう定めています。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第7条 議会は、町長に対し、予算及び決算の審議に当たり、前条第1項の規定に準じ記載された説明資料に加え、必要に応じた資料の提出を求めることができる。

【解説】

町長が提出する予算や決算の審議における資料は、法律で定められた資料を添付する必要があります。

町長は、その資料のほかに6条第1項に準拠した内容を記載した資料を作成するよう努め、また、審議の過程で議会として必要と認めた場合は、その資料の提出を議長又は委員長が求めることができるように定めています。

(議決事件の追加)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、町政全般にわたる重要な政策等について、議会と町長が共に町民に対する責任を担い、計画的かつ町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資するため、町の基本構想及び基本計画を追加する。

【解説】

地方自治法改正により、総合計画基本構想が議決事項でなくなりました。

町が作成する総合計画及び基本計画を議会の議決事項として追加し、住民自治の原則の観点から議会及び町長その他執行機関がともに町民に対する責任を担い、透明性の高い町行政を計画的に推進することを定めています。なお、総合計画及び基本計画の審議に必要な財源措置、将来にわたる効果および費用などは、第6条第1項の規定により資料提出を求め十分な審議を行います。

この条例の対象は、第3次総合計画及び基本構想からです。

第5章 自由討議の拡大

(自由かつ達な討議)

第9条 議会は、常任委員会、特別委員会等において、議員及び委員長提出議案並びに町長提出議案並びに請願及び陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互の自由かつ達な討議を行い議論を尽くすことにより、町民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

2 議員は、前項の規定による議員相互間の自由かつ達な討議を拡大するため、政策、条例及び意見書等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

【解説】

議員相互の自由討議を定めています。

1. 討論は賛成又は反対の意見を表明する。討議は賛否にかかわらず自由な意見を戦わすという定義を元に、本会議は討論の場として位置付け、本会議を除く常任委員会や特別委員会、全員協議会においては、議案審議等の結論を出すまでに、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努め、町民に対し結果の説明責任を果たすことを定めています。

2. 議員自らも積極的に政策の提言をはじめ、条例並びに意見書等の議案の提出を行うよう定めています。

(参考：議会の政策立案機能の規定)

「立法機能」＝地方自治法第96条第1項に基づく条例の制定・改廃

「意思決定機能」＝地方自治法第96条第1項第2号～第15号、第99条等に規定

「行政監視機能」＝地方自治法第98条に規定

「調査機能」＝地方自治法第100条に規定

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会等の適切な運営)

第10条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に対応するため、常任委員会、特別委員会等の審査及び調査等を適切に行うものとする。

【解説】

刻々と変化する社会、経済情勢等に対応するため、常任委員会、特別委員会等の審査は適切かつ迅速に行うことを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、執行機関の法務機能を活用するとともに、議会事務局の調査機能等の充実強化に努めるものとする。

【解説】

議会事務局は正職員が2名体制となっています。それを維持しつつ、法務機能や調査機能等、議員の政策形成や立案能力の向上の支援ができるよう、執行機関の法務機能等を活用しながら事務局の調査機能等の充実強化に努めるよう定めています。

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力並びに行政監視能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を行うものとする。

2 議会は、議員の資質向上のため、図書等の充実を図る。

【解説】

議員の能力向上のための研修の充実と議会図書等の資料の充実を図ることを定めています。

(議会広報の充実)

第13条 議会は、町政に係る情報を議員の視点から、町民に対して積極的に公表するとともに、周知するよう努める。

2 議会は、議案に対する議員の態度を公表するなど、議会広報の充実を図る。

【解説】

議会広報の充実について定めています。

1. 議会広報常任委員会を設置し、議会広報常任委員会規則を定めて議会広報の発行、本会議の有線テレビ放送、一般質問のインターネット放送を行っています。そうした町民に対する積極的な公表や周知に努めることを定めています。
2. 町民の関心が高い議案に対する議員の態度を公表するなど、議会広報を充実させていくことを定めています。

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第14条 議員は、町民の代表としてその倫理性を常に自覚するとともに、伯耆町議会議員政治倫理条例（平成30年伯耆町条例第19号）を遵守しなければならない。

【解説】

議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純ではありませんが、議員の地位を利用して自己の利益を図ることのないように、町民の代表としてふさわしい倫理性を自覚するよう、伯耆町議会政治倫理条例を別に定めて、それを遵守する義務を負うことを定めています。

(議員定数及び議員報酬等)

第15条 議員定数及び議員報酬等は、伯耆町議会の議員の定数を定める条例(平成20年伯耆町条例第27号)及び伯耆町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年伯耆町条例第41号)に定める。

2 議員定数又は議員報酬等の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状、その課題及び将来の展望並びに町民の多様な意見を考慮しなければならない。

3 議員定数又は議員報酬等に関する条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、委員会又は議員が提出する。

【解説】

議員定数及び議員報酬を見直す場合の考え方を定めています。

1. 議員定数は、議員定数条例において14人と定めています。
2. 議員の月額報酬は、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めています。
3. 議員定数及び報酬等の改正は行財政改革だけの視点でなく、現状、課題、将来の予測や展望を含め十分に考慮して定めるとしています。
4. 議員定数や議員報酬を改正する場合には、町民の理解が得られるよう明確な理由を明記するように定めています。

第8章 最高規範性及び検証

(最高規範性)

第16条 この条例は、議会における最高規範であって、議会及び議員は、これを遵守しなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(議会及び議員の責務)

第17条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則及び規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(検証)

第18条 議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証する。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めた適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

この条例の議会としての位置づけを定めています。

1. この条例は議会に関する条例の中で最高規範となるものであり、議員に就任したら速やかにこの条例の研修を受け理念を理解することを義務付けています。
2. 議会と議員は、この条例の理念や原則を遵守して、この条例に基づいて定められた規則、規程等を遵守して議会を運営することを義務付けています。
3. この条例の目的が達成されているか検証し、その結果により条例改正、規則等の見直し、実施方法の変更等を行うよう定めています。

第9章 委任

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

この条例に基づき必要な事項を規則で定めることとしています。

議会基本条例施行規則は、平成30年7月3日に交付して施行しています。

また、議会報告及び意見交換会の実施のための要綱を作成しています。
この条例は公布（平成30年6月27日）から施行しています。